

鯖江市スポーツカレンダーWeb サイト管理運用方針

鯖江市スポーツカレンダーWeb サイト（以下「カレンダーサイト」という。）を開設するにあたり、次のとおり運用方針を定める。

1 サイト管理運用者（以下「管理運用者」という。）

鯖江市教育委員会国体・スポーツ推進課

2 目的

行政機関や市内の各種スポーツ団体等が開催するスポーツ大会・イベント・レクリエーション・教室・講習会等（以下「スポーツイベント」という。）に関する情報を発信することにより、市民への適時かつ確かな情報の提供および周知を図るとともに、身近なスポーツに対する興味・関心がスポーツ活動に結びつくことにより、スポーツ人口が拡大することを目的とする。

3 管理運用方針

管理運用者は、閲覧者を意識し、コンテンツの充実を図り、掲載するスポーツイベントに関する情報が正確であることに努める。

4 情報掲載内容

- (1) スポーツイベントの名称
- (2) スポーツイベントの開催日時および会場
- (3) スポーツイベントの主催者および主管者
- (4) スポーツイベントの連絡先・問合せ先
- (5) スポーツイベントの概要その他必要と認められる事項

5 情報掲載手続

- (1) スポーツイベントに関する情報のカレンダーサイトへの掲載を希望する行政機関または各種スポーツ団体等（以下「掲載依頼者」という。）は、スポーツイベント情報掲載依頼書（様式第1号。以下「掲載依頼書」という。）に必要事項を記載し、当該スポーツイベントの開催日時の1箇月前から3日前までに管理運用者へ提出するものとする。
- (2) 管理運用者は、提出された掲載依頼書を審査し、掲載することが適切と認めるときは、速やかに当該スポーツイベントに関する情報をカレンダーサイトに掲載するものとする。
- (3) (1)および(2)の手続によるもののほか、管理運用者は、鯖江市社会体育施設利用調整運営要項により提出された社会教育施設利用計画書に基づき、スポーツイベントに関する情報を掲載することができる。

6 掲載基準

掲載依頼のあるスポーツイベントに関する情報が次のいずれかに該当する場合は、

管理運用者の判断により当該情報を掲載しないことがある。掲載後であっても、次のいずれかに該当することが判明した場合は、管理運用者の判断により当該情報を削除することがある。

- (1) 専ら営利目的の宣伝または広告活動になるもの
- (2) 専ら政治、宗教、選挙活動になるもの
- (3) 掲載意図および内容が明確でないもの

7 個人情報に関する取扱い

情報掲載手続にあたり管理運用者が取扱う個人情報については、鯖江市個人情報保護条例（平成10年鯖江市条例第16号）に基づき適正に取扱わなければならない。

8 免責事項

掲載された情報の内容に関する責任は、掲載依頼者が負うものとし、管理運用者は一切の責任を負わないものとする。

9 その他

この管理運用方針に定めるもののほか、カレンダーサイトの管理運用に関し必要な事項は、管理運用者において別に定める。

附 記

この管理運用方針は、平成30年4月1日から実施する。